



# 愛媛県報

発行 愛媛県

令和3年1月22日金曜日 第174号

### ◇ 目 次 ◇

落札者等の告示.....	(医療対策課).....	47
指定自立支援医療機関の指定.....	(健康増進課).....	47
知事指定薬物の指定.....	(薬務衛生課).....	47
指定自立支援医療機関の指定.....	(障がい福祉課).....	48
土地改良事業の工事の完了.....	(農地整備課).....	48
解除予定保安林にする旨の通知(2件).....	(森林整備課).....	48
基本測量の実施の通知.....	(道路維持課).....	48
瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要.....	(東予地方局環境保全課).....	48
土地改良事業の計画の変更の認可(2件).....	(東予地方局農村整備課).....	52
土地改良区役員の就退任の届出.....	(中予地方局農村整備第一課).....	52
指定障害福祉サービス事業の廃止.....	(南予地方局地域福祉課).....	52
道路の区域変更(県道野佐来八幡浜線).....	(南予地方局大洲土木事務所).....	52
道路の供用開始( " ).....	( " ).....	53
落札者等の告示.....	(高校教育課).....	53

### 雑 報

危険物取扱者試験(第1回)の実施に関する公示.....	(消防防災安全課).....	53
-----------------------------	----------------	----

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

### 告 示

#### ○愛媛県告示第73号

次のとおり落札者を決定した。

令和3年1月22日

愛媛県知事 中村時広

落札に係る特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日
高精細映像伝送システム機器等の借入れ一式	愛媛県保健福祉部 社会福祉医療局医療対策課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	令和2年12月16日	NTT・TCリース株式会社四国支店 愛媛県松山市二番町三丁目6番地	32,568,117円	一般競争入札	令和2年11月6日

#### ○愛媛県告示第74号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

令和3年1月22日

愛媛県知事 中村時広

名 称	所 在 地	開 設 者			担当しようとする医療の種類	指定年月日
		氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
レデイ薬局道後樋又店	松山市道後樋又9番13号	株式会社レデイ薬局	松山市南江戸4丁目3番37号	代表取締役 白石明生	精神通院医療(薬局)	令和3年1月1日

#### ○愛媛県告示第75号

愛媛県薬物の濫用の防止に関する条例(平成26年愛媛県条例第53

号)第11条第1項の規定に基づき、次の薬物を知事指定薬物として指定する。

令和3年1月22日

愛媛県知事 中村 時 広

1 薬物の名称

- (1) エチル = 2 - [ 1 - ( 5 - フルオロペンチル ) - 1 H - インダゾール - 3 - カルボキサミド ] - 3 , 3 - ジメチルブタノアート及びその塩類
- (2) メチル = [ 1 - ( 4 - フルオロベンジル ) - 1 H - インドール - 3 - カルボキサミド ] - 3 - メチルブタノアート及びその塩類
- (3) ( 8 R ) - 1 - ( シクロプロパンカルボニル ) - N , N - ジエチル - 6 - メチル - 9 , 10 - ジデヒドロエルゴリン - 8 - カ

ルボキサミド及びその塩類

- (4) メチル = 3 - メチル - 2 - [ 1 - ( ベント - 4 - エン - 1 - イル ) - 1 H - インドール - 3 - カルボキサミド ] ブタノアート及びその塩類
- (5) 前各号に掲げる物を含有する物

2 指定の理由

愛媛県薬物の濫用の防止に関する条例第2条第7号の薬物のうち、県の区域内において濫用されるおそれがあると認めるため。

3 効力発生の日

令和3年1月23日

○愛媛県告示第76号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

令和3年1月22日

愛媛県知事 中村 時 広

指定訪問看護事業者等			訪問看護ステーション		担当しようとする医療の種類	指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	名 称	所 在 地		
社会福祉法人恩賜財団済生会支部愛媛県済生会	松山市山西町997番地1	岡田 武志	済生会今治訪問看護ステーション	今治市北日吉町1丁目7番43号	訪問看護ステーション（育成医療・更生医療）	令和3年1月1日

○愛媛県告示第77号

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により公告する。

令和3年1月22日

愛媛県知事 中村 時 広

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
農業用排水施設整備事業	加茂川左岸地区（西条市）	平成29年1月20日
農業用排水施設整備事業	三芳地区（西条市）	平成29年1月31日
農業用排水施設整備事業	氷見地区（西条市）	平成30年3月22日

愛媛県知事 中村 時 広

1 解除予定保安林の所在場所

松山市九川乙317の33

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

○愛媛県告示第80号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定に基づき、国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

令和3年1月22日

愛媛県知事 中村 時 広

1 作業種類 基本測量（水準測量）

2 作業期間 令和3年2月1日から

2月27日まで

3 作業地域 愛媛県伊予市、大洲市、喜多郡内子町

○愛媛県告示第81号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県西条保健所及び新居浜市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

令和3年1月22日

愛媛県西条保健所長 武 方 誠 二

1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名

住友化学株式会社

東京都中央区新川二丁目27番1号

代表取締役社長 岩田 圭一

○愛媛県告示第78号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和3年1月22日

愛媛県知事 中村 時 広

1 解除予定保安林の所在場所

松山市九川乙325の5

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

○愛媛県告示第79号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和3年1月22日

2 事業場の名称及び所在地

住友化学株式会社愛媛工場新居浜地区  
新居浜市惣開町5番1号

3 特定施設に関する事項

(1) T K - 761

特定施設の種 類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号。以下「政令」という。）別表第1第35号 口 分離施設	
特定施設の能力	1日当たり油層8.4立方メートル処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手1か月後	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	間 欠	
特定施設の1日当たりの使用時間	22時間 （S L K 200製造時）	
特定施設の使用の季節的変動の概要	あ り （S L K 200製造時のみ排出）	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 10～12 最大 10～12
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 1,000 最大 1,500
	浮遊物質（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 10 最大 15
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 100 最大 150
	りん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 100 最大 150
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）	通常 1.6 最大 2.4	

備考 汚水等は、シアン排水処理設備、酸素ばっ気式活性汚泥処理施設（O B T）で処理する。

(2) Z - 524 - 2

特定施設の種 類	政令別表第1第37号 口 分離施設	
特定施設の能力	1日当たり油層1.2立方メートル処理	
設 置 年 月 日	平成16年8月1日	
特定施設の使用時間間隔	連 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	な し	
特定施設から排出される水素イオン濃度（水素指数）	通常 6～8 最大 6～8	

る汚水等の汚染状態の値	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 610,000 最大 915,000
	浮遊物質（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 1未満 最大 1未満
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 13,000 最大 19,500
	りん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 0.01未満 最大 0.01未満
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）	通常 1.0 最大 1.5	

備考 汚水等は、シアン排水処理設備、酸素ばっ気式活性汚泥処理施設（O B T）で処理する。

(3) Z - 541 - 2

特定施設の種 類	政令別表第1第37号 口 分離施設	
特定施設の能力	1日当たり油層5.2立方メートル処理	
設 置 年 月 日	平成16年8月1日	
特定施設の使用時間間隔	連 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	な し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 10～12 最大 10～12
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 630 最大 945
	浮遊物質（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 1未満 最大 1未満
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 820 最大 1,230
	りん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 0.01未満 最大 0.01未満
シアン化合物（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 10 最大 15	
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）	通常 5.6 最大 8.4	

備考 汚水等は、シアン排水処理設備、酸素ばっ気式活性汚泥処理施設（O B T）で処理する。

(4) Z - 202

特定施設の種類	政令別表第1第35号 口 分離施設	
特定施設の能力	1日当たり分離液量3.8トン処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手1か月後	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	連続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 10~12 最大 10~12
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 8,500 最大 15,000
	浮遊物質量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 100 最大 250
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 1,300 最大 1,950
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01未満 最大 0.01未満
	シアン化合物(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 8 最大 15
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 60 最大 60	

備考 汚水等は、シアン排水処理設備、酸素ばっ気式活性汚泥処理施設(OT)で処理する。

(5) T-201

特定施設の種類	政令別表第1第35号 八 廃ガス洗浄施設	
特定施設の能力	1時間当たり1,200ノルマル立方メートル処理	
設置年月日	平成24年10月1日	
特定施設の使用時間間隔	連続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 10~12 最大 10~12
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 200 最大 300

値	浮遊物質量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 5 最大 10
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 1,000 最大 1,500
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 17 最大 25
	シアン化合物(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 6,000 最大 8,000
	汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 2 最大 3

備考 汚水等は、シアン排水処理設備、酸素ばっ気式活性汚泥処理施設(OT)で処理する。

4 汚水等の処理施設に関する事項

(1) NBT新居浜総合排水処理施設

設置年月日	昭和47年5月12日		
処理施設の種類	化学処理、生物処理及び物理処理		
処理施設の型式	散気式活性汚泥処理方式		
処理施設の構造	鉄筋コンクリート製		
処理施設の主要寸法	縦127メートル 横85メートル 高さ6.7メートル		
処理施設の能力	1日当たり24,000立方メートル処理		
汚水等の処理の方式	中和、凝集沈殿、散気式活性汚泥方式		
処理施設の使用時間間隔	連続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	なし		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項目	処理前	処理後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 2.0~4.0 最大 2.0~4.0	通常 7.0~8.0 最大 6.6~8.7
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 521.1 最大 1,242.1	通常 107.5 最大 184.2
	浮遊物質量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 493.1 最大 862.1	通常 24.2 最大 69.6
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 548.2 最大 717.6	通常 222.0 最大 240.9
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 25.9 最大 68.9	通常 3.8 最大 11.5

汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 17,743 最大 21,439	通常 17,743 最大 21,439
----------------------------	------------------------	------------------------

(2) OBT酸素ばっ気式活性汚泥処理施設

設 置 年 月 日	平成21年1月31日		
処 理 施 設 の 種 類	化学処理、生物処理及び物理処理		
処 理 施 設 の 型 式	酸素ばっ気式活性汚泥処理方式		
処 理 施 設 の 構 造	鉄筋コンクリート製		
処 理 施 設 の 主 要 寸 法	縦 160メートル 横 71メートル 高さ 6.3メートル		
処 理 施 設 の 能 力	1日当たり10,800立方メートル処理		
汚 水 等 の 処 理 の 方 式	中和、凝集沈殿及び酸素ばっ気式活性汚泥方式		
処 理 施 設 の 使 用 時 間 間 隔	連 続		
処 理 施 設 の 1 日 当 た り の 使 用 時 間	24時間		
処 理 施 設 の 使 用 の 季 節 的 変 動 の 概 要	な し		
処 理 施 設 に よる処理前 及び処理後 の汚水等の 汚染状態の 値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 8.0~12.0 最大 8.0~12.0	通常 7.0~8.0 最大 6.6~8.7
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 676.6 最大 1,162.6	通常 135.0 最大 287.7
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 261.0 最大 881.5	通常 19.1 最大 71.4
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 844.4 最大 1,500.2	通常 169.1 最大 212.3
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 10.3 最大 31.9	通常 2.3 最大 5.4
汚 水 等 の 1 日 当 た り の 量 (単位 立方メートル)	通常 8,109 最大 9,695	通常 8,109 最大 9,695	

(3) シアン排水処理設備(北特排)

設 置 年 月 日	昭和60年3月30日		
処 理 施 設 の 種 類	化学処理		
処 理 施 設 の 型 式	晒液酸化分解処理方式		
処 理 施 設 の 構 造	鉄筋コンクリート製		
処 理 施 設 の 主 要 寸 法	縦 4メートル 横 4メートル 高さ 4メートル×4槽		

処 理 施 設 の 能 力	1日当たり2,400立方メートル処理		
汚 水 等 の 処 理 の 方 式	晒液酸化分解処理方式		
処 理 施 設 の 使 用 時 間 間 隔	連 続		
処 理 施 設 の 1 日 当 た り の 使 用 時 間	24時間		
処 理 施 設 の 使 用 の 季 節 的 変 動 の 概 要	な し		
処 理 施 設 に よる処理前 及び処理後 の汚水等の 汚染状態の 値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 9.5~10.5 最大 9.0~12.0	通常 9.5~10.5 最大 9.0~12.0
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1,344.7 最大 1,867.0	通常 1,336.8 最大 1,859.0
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 45.0 最大 77.0	通常 45.0 最大 77.0
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 531.0 最大 636.0	通常 529.0 最大 633.0
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01 最大 0.01	通常 0.01 最大 0.01
汚 水 等 の 1 日 当 た り の 量 (単位 立方メートル)	シアン化合物(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 117.0 最大 180.0	通常 5.0 最大 10.0
	通常 1,856 最大 2,369	通常 1,867 最大 2,380	

備考 汚水等は、OBT酸素ばっ気式活性汚泥処理施設で処理する。

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

(1) 西総合排水口

汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.6~8.7 最大 5.5~8.8
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 15.7 最大 35.0
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 28.7 最大 69.0
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 27.6 最大 100.0
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.6 最大 3.0
汚 水 等 の 1 日 当 た り の 量 (単位 立方メートル)	通常 255,200 最大 339,300	

(2) 東総合排水口

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常	6.6~8.7
		最大	5.5~8.8
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常	9.3
		最大	20.0
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常	21.0
	最大	60.0	
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常	6.0
		最大	10.0
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常	0.5
		最大	1.0
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常	17,174
		最大	33,000

備考 この他に、雨水排水口が34箇所ある。

○愛媛県告示第82号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第1項の規定により、神戸橋一部土地改良区から認可申請のあった土地改良事業(維持管理)の計画の変更を令和3年1月14日認可した。

令和3年1月22日

愛媛県東予地方局長 齊藤直樹

○愛媛県告示第85号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があった。

令和3年1月22日

愛媛県南予地方局長 河瀬利文

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者			指定障害福祉サービスの種類	廃止に係る指定障害福祉サービス事業所		廃止年月日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名称	所在地	
3810700124	有限会社しらさぎ	愛媛県大洲市平野町野田2751番地2	三瀬久美子	居宅介護	ヘルパーステーションしらさぎ	愛媛県大洲市平野町野田乙687番地2	令和2年12月20日
3810700124	有限会社しらさぎ	愛媛県大洲市平野町野田2751番地2	三瀬久美子	重度訪問介護	ヘルパーステーションしらさぎ	愛媛県大洲市平野町野田乙687番地2	令和2年12月20日
3810700058	社会福祉法人大洲育成園	愛媛県大洲市市木1215番地	澤井尚	就労継続支援B型	大洲育成園	愛媛県大洲市市木1215番地	令和2年12月31日

○愛媛県告示第86号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和3年1月22日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	野佐来八幡浜線	大洲市稲積851番5地先から 同市稲積851番6まで	旧	メートル 5.4~6.5	キロメートル 0.007	
			新	6.4~18.5	0.007	

○愛媛県告示第83号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第1項の規定により、四国中央市三島土地改良区から認可申請のあった土地改良事業(維持管理)の計画の変更を令和3年1月14日認可した。

令和3年1月22日

愛媛県東予地方局長 齊藤直樹

○愛媛県告示第84号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、松山市居相土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和3年1月22日

愛媛県中予地方局長 東公弘

就任

役員の種類	氏名	住所
監事	玉井智丞	松山市居相四丁目20-1

退任

役員の種類	氏名	住所
監事	永木圭三	松山市居相一丁目10-7

○愛媛県告示第87号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和3年1月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	野佐来八幡浜線	大洲市稲葉851番5地先から 同市稲積851番6まで	令和3年1月22日

○愛媛県告示第88号

次のとおり落札者を決定した。

令和3年1月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日
パソコンネットワーク学習システム一式（サーバー4台、パーソナルコンピュータ165台、プリンタ16台、プロジェクタ4台、周辺機器一式、ソフトウェア一式、搬入、据付け、調整等一式）	愛媛県教育委員会事務局指導部高校教育課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	令和2年12月15日	四国通建株式会社 今治市南大門町一丁目1番地の15	1,210,000円 （月額）	一般競争入札	令和2年11月4日

雑 報

○公 告

危険物取扱者試験の実施に関する公示

消防法（昭和28年法律第186号）第13条の5第1項の規定により、愛媛県知事から委任された危険物取扱者試験を次のとおり公示する。

令和3年1月22日

一般財団法人 消防試験研究センター  
理事長 田 口 尚 文

1 試験日・受験願書の受付期間及び受付場所等

区 分	試 験 日	受験願書受付期間	受付場所（問い合わせ先）	提出方法
第1回	令和3年 6月27日（日）	書面申請 令和3年4月12日（月） ～4月22日（木） 電子申請 4月9日（金）9時 ～4月19日（月）17時	書面申請 （一財）消防試験研究センター 愛媛県支部 〒790-0011 松山市千舟町4-5-4 松山千舟454ビル5階 TEL：089-932-8808 FAX：089-935-4484 受付時間（土日、祝祭日を除く。） 9：00～17：00 電子申請（問い合わせ先） （一財）消防試験研究センター （本部）企画研究部電子申請室 TEL：0570-07-1000（専用） 問い合わせ時間 9：00～17：00 （土日、祝祭日を除く。）	書面申請 郵送又は持参 電子申請 インターネット利用

2 受験地、試験会場、試験種類、開始時刻等

次表のとおりとする。

ただし、学校の生徒等に限り、附表「学校の生徒等の試験会場等」のとおり受験することができる。

区 分	受験地	試 験 会 場	試 験 の 種 類	試 験 開 始 時 刻 (集合時刻)
第1回 (R3.6.27)	松山市	愛媛大学	甲種、乙種第1・2・3・4・5・6類、丙種	【乙種第4類(科目免除なし。)] 午前10時又は午後2時半 (集合：9時半 又は 午後2時) 【その他全種類】 午前10時 (集合：午前9時半)

(備考)乙種第4類(科目免除なし)の受験者の午前又は午後の受験指定は、消防試験研究センター愛媛県支部が行う。

附表 学校の生徒等の試験会場等

区 分	受験地	試 験 会 場	試 験 の 種 類	試 験 開 始 時 刻 (集合時刻)
第1回 (R3.6.27)	新居浜市	新居浜工業高等学校	甲種、乙種第1・2・3・4・5・6類、丙種	午前10時 (集合：午前9時半)
	今治市	今治工業高等学校	同 上	同 上
	松山市	松山工業高等学校	同 上	同 上
	八幡浜市	八幡浜工業高等学校	同 上	同 上
	宇和島市	吉田高等学校	同 上	同 上

(備考)学校の生徒等とは、大学、短期大学等を除く学校教育法第1条に掲げる学校<高等専門学校、特別支援学校、中等教育学、高等学校、中学校、小学校>の生徒、及び施設入所者等で遠隔地等での受験が困難と事前に本財団の愛媛県支部が認めた受験者をいう。

3 受験願書用紙・受験案内等の配付場所

- (一財)消防試験研究センター愛媛県支部
- 愛媛県県民環境部防災局消防防災安全課
- 愛媛県各地方局防災対策室及び各地方局支局総務県民室
- 松山市消防局及び各市・町・地区消防本部